

平成17年 5月18日

各 位

アイフル株式会社
代表取締役社長 福田吉孝
(コード番号 8 5 1 5)
(上場取引所 東証第1部・大証第1部)
問い合わせ先 広報部長 香山健一
TEL 03-4503-6050(広報部)
03-4503-6100(IR室)

ストックオプションとして新株予約権を発行する件

アイフル株式会社(社長:福田吉孝)は、平成17年5月18日開催の取締役会において、商法第280条ノ20ならびに第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして、株主以外の者に対して有利なる条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成17年6月24日開催予定の当社第28回定時株主総会(以下、「株主総会」という。)に提案することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 新株予約権発行をする理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社および当社子会社の取締役および従業員に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものです。

2. 新株予約権発行の目的

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社および当社子会社の取締役および従業員

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

株式の種類: 普通株式

株式の数: 400,000株を上限とする。

但し、株主総会終結後に当社が株式分割または、株式併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数においてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、またはこれらの場合に準じて調整を必要とする場合、当社は必要と認める調整を行う。

(3) 発行する新株予約権の総数

8,000個を上限とする。(新株予約権1個につき普通株式50株。但し、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額およびその算定理由

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に(3)に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引の成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値（1 円未満の端数は切り上げる。）に、1.03 を乗じた金額とする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の終値（同日に終値がない場合は、その直近の日の終値とする。以下同じ。）を下回る場合は新株予約権発行日の終値とする。

なお新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使および改正前商法に基づき付与された株式の譲渡請求権の行使の場合を除く。）は、次の算式により払込価額を調整するものとし、1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

（6）新株予約権の行使期間

平成 19 年 7 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日まで。ただし、個別の対象者と当社との間で個別に締結される新株予約権割当に関する契約（以下、「新株予約権割当契約」という。）により、権利行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがある。

（7）新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合において、当社取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認める場合はこの限りではない。

新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

その他の条件は、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき決定する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

（8）新株予約権の消却事由および消却の条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、(7)に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で償却することができる。

（9）新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

（10）細目事項

新株予約権に関する細目事項については、株主総会以降に開催される取締役会決議により定める。

（注）上記の内容については、株主総会において、「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを条件といたします。

以上